

# 介護老人福祉施設花友はなせ

## 利用料のご案内

### 利用料の負担軽減

#### ○特定入居者介護サービス費（特例減額措置）

食費や居住費の具体的な負担額は入居者と施設との契約によることが原則ですが、所得の低い方には負担限度額が設けられています。（別表1-2参照）

#### ○介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の1割または2割、3割が入居者負担となっていますが、世帯で負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、当施設では受領委任払制度を実施しており、高額サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額支払うこととなります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

入居者負担区分		1か月の上限額	
第1段階	生活保護を受給されている方	(個人) 15,000円	
	利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない場合	(世帯) 15,000円	
	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている場合	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円	
第2段階	市民税世帯非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である場合	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円	
第3段階	市民税世帯非課税の方で、第1段階、第2段階に該当されない場合	(世帯) 24,600円	
第4段階	課税世帯	課税所得380万円未満	(世帯) 44,400円
		課税所得380万円以上690万円未満	(世帯) 93,000円
		課税所得690万円以上	(世帯) 140,100円

別表 1 - 1

## ① 介護サービス利用料

要介護状態区分	ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費 (単位数)	入居者負担額
要介護 1	1日につき 661単位	1割 31日間 21,413円
		2割 31日間 42,826円
		3割 31日間 64,239円
要介護 2	1日につき 730単位	1割 31日間 23,649円
		2割 31日間 47,297円
		3割 31日間 70,945円
要介護 3	1日につき 803単位	1割 31日間 26,014円
		2割 31日間 52,027円
		3割 31日間 78,040円
要介護 4	1日につき 874単位	1割 31日間 28,314円
		2割 31日間 56,627円
		3割 31日間 84,940円
要介護 5	1日につき 942単位	1割 31日間 30,516円
		2割 31日間 61,032円
		3割 31日間 91,548円
加算項目 (該当する項目のみ)	単位数	入居者負担額
看護体制加算 (I)	常勤看護師を必要数1名配置した 場合 1日につき 6単位	1割 31日間 194円
		2割 31日間 389円
		3割 31日間 583円
夜勤職員配置加算 (II)	夜勤を行う介護職員を基準より 1名以上上回って配置した場合 1日につき 46単位	1割 31日間 1,490円
		2割 31日間 2,980円
		3割 31日間 4,470円
入院・外泊時費用	入院日翌日または外泊2日目より 月6日限度に算定 1日につき 246単位	1割 6日間 1,542円
		2割 6日間 3,085円
		3割 6日間 4,627円
初期加算	入居日より30日を限度、または 30日を超える入院後の再入居 した場合も同様 1日につき 30単位	1割 30日間 941円
		2割 30日間 1,881円
		3割 30日間 2,822円
退所前後訪問相談援助 加算	1回限り 460単位	1割 1回 481円
		2割 1回 961円
		3割 1回 1,442円
退所時相談援助加算	1回限り 400単位	1割 1回 418円
		2割 1回 836円
		3割 1回 1,254円
退所前連携加算	1回限り 500単位	1割 1回 523円
		2割 1回 1,045円
		3割 1回 1,568円

再入所時栄養連携加算	再入居時に入院先の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合 1回限り 200単位	1割 1回	209円
		2割 1回	418円
		3割 1回	627円
栄養マネジメント強化加算	常勤管理栄養士を2名配置 食事の観察を週3回以上実施した場合 1日につき 11単位	1割 31日間	356円
		2割 31日間	713円
		3割 31日間	1,069円
経口維持加算	医師、歯科医師の指導に基づき食事の観察及び会議等を実施した場合(摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者が対象) 1月につき 400単位	1割 31日間	418円
		2割 31日間	836円
		3割 31日間	1,254円
口腔衛生管理加算 (I)	歯科衛生士の技術的助言や指導を基に口腔ケアを計画的に実施した場合 1月につき 90単位	1割 1回	94円
		2割 1回	188円
		3割 1回	282円
口腔衛生管理加算 (II)	上記(I)に加え、有効な実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 110単位	1割 1回	115円
		2割 1回	230円
		3割 1回	345円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合 1日につき 6単位	1割 1日	6円
		2割 1日	12円
		3割 1日	19円
看取り介護加算 (I)	死亡日以前31日以上45日以下(死亡月に算定) 1日につき 72単位	1割 1日	75円
		2割 1日	150円
		3割 1日	226円
	死亡日以前4日以上30日以下、死亡月に算定 1日につき 144単位	1割 1日	150円
		2割 1日	301円
		3割 1日	451円
	死亡日の前日及び前々日、死亡月に算定 1日につき 680単位	1割 1日	711円
		2割 1日	1,421円
		3割 1日	2,132円
	死亡日 1280単位	1割 1日	1,338円
		2割 1日	2,675円
		3割 1日	4,013円
褥瘡マネジメント加算 (I)	リスクの評価を入居時及び3ヶ月に1回行い、褥瘡管理実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 3単位	1割 1回	3円
		2割 1回	6円
		3割 1回	9円
排せつ支援加算 (I)	医師又は看護師が入居時、6ヶ月に1回評価を行い支援実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 10単位	1割 1回	10円
		2割 1回	21円
		3割 1回	31円

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	サービスを提供するため入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を活用した場合 1月につき 40単位	1割 1回	42円
		2割 1回	84円
		3割 1回	125円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）で取り扱う情報に、疾病の情報を加えて活用した場合 1月につき 50単位	1割 1回	52円
		2割 1回	104円
		3割 1回	157円
ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき 30単位	1割 1回	31円
		2割 1回	63円
		3割 1回	94円
ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき 60単位	1割 1回	63円
		2割 1回	125円
		3割 1回	188円
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 入居時に1回 20単位	1割 1回	21円
		2割 1回	42円
		3割 1回	63円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置した場合 1日につき 18単位	1割 31日間	583円
		2割 31日間	1,166円
		3割 31日間	1,749円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算（介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く）を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数	左記金額の1割/月	
		左記金額の2割/月	
		左記金額の3割/月	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算（介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く）を加えた総単位数に2.7%を乗じた単位数	左記金額の1割/月	
		左記金額の2割/月	
		左記金額の3割/月	

※介護保険サービスの負担額には、負担軽減制度があります。（介護保険高額介護サービス費）

別表1-2

② 食費（材料費・調理費用）

入居者負担段階		入居者負担額	
		1日	31日
第1段階	生活保護を受給されている方 市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給を受給されている方など	300円	9,300円
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	390円	12,090円
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	650円	20,150円
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方など	1,360円	42,160円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	1,500円	46,500円

③ ユニット型個室居住費

入居者負担段階		入居者負担額	
		1日	31日
第1段階	生活保護を受給されている方 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給を受給されている方など	820円	25,420円
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	820円	25,420円
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	1,310円	40,610円
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方など	1,310円	40,610円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	2,000円	62,000円

※月途中の入退居及び入院、外泊等の場合は、日割り計算でいただきます。

※入居契約されている途中の入院中居住費はお支払いいただきます。

別表2

④ その他

項 目		入居者負担額	
金品管理料金	施設で金品（有価証券、預金通帳とその印鑑等）を管理する場合	月額	3,000円
電化製品利用料金	個人の希望で居室にて電化製品を利用した場合の電気代	2機種まで （3機種目から1機種につき50円/日が加算）	50円/日
理美容料金	理容・美容代		実費
おやつ等提供料金 （施設サービスでの食事サービス以外に提供）	おやつ・飲み物代 100円/日	31日間	3,100円
喫茶代			実費
入居者の個人的な買物	衣類、日用雑貨等		実費
教養娯楽費	希望するサークル活動や行事の材料費		実費
外来診察費	外部医療機関による診察代		実費
医薬品費	はなせ診療所から処方された薬代及び医療消耗品代		実費
個別外出費	入居者の希望による個別の外出、外泊及び外食時にかかる費用		実費
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を施設に依頼したとき	1回	5,000円

介護老人福祉施設花友はなせ 施設サービス利用料金

介護サービス費	食費	居住費	その他	合計
①	②	③	④	⑤
円	円	円	円	円

① 円 + ② 円 + ③ 円 + ④ 円 = ⑤ 円

## 花友はなせ入居者の利用料の概算について

・ 第1段階

介護サービス費	15,000円	(負担限度額上限)
食費	9,300円	(1日 300円×31日)
居住費	25,420円	(1日 820円×31日)
合計	<u>49,720円</u>	

・ 第2段階

介護サービス費	15,000円	(負担限度額上限)
食費	12,090円	(1日 390円×31日)
居住費	25,420円	(1日 820円×31日)
合計	<u>52,510円</u>	

・ 第3段階①

介護サービス費	24,600円	(負担限度額上限)
食費	20,150円	(1日 650円×31日)
居住費	40,610円	(1日 1,310円×31日)
合計	<u>85,360円</u>	

・ 第3段階②

介護サービス費	24,600円	(負担限度額上限)
食費	42,160円	(1日 1,360円×31日)
居住費	40,610円	(1日 1,310円×31日)
合計	<u>107,370円</u>	

・ 第4段階 (1割負担)

介護サービス費	31,233円	(要介護3)	・・・加算込
	33,787円	(要介護4)	・・・加算込
	36,232円	(要介護5)	・・・加算込
食費	46,500円	(1日 1,500円×31日)	
居住費	62,000円	(1日 2,000円×31日)	
合計	<u>要介護3 139,733円</u>		
	<u>要介護4 142,287円</u>		
	<u>要介護5 144,732円</u>		

・ 第4段階 (2割負担もしくは3割負担)

介護サービス費	44,400円	～ (負担限度額上限)
食費	46,500円	(1日 1,500円×31日)
居住費	62,000円	(1日 2,000円×31日)
合計	<u>152,900円</u>	～

※上記の料金に、医療費、電気利用料金、理美容代、お菓子代、飲みものの代、日用品代、サークル活動費、外出費などを加えた額が1か月の利用料となります。